

平成 23 年 8 月 25 日

一般財団法人奈良市総合財団  
事務局  
直通 0742-34-4894

### 「常務理事候補者」の募集について

本年 8 月 1 日に設立しました一般財団法人奈良市総合財団の「常務理事候補者」を募集します。

なお、詳細については別添募集案内をご覧ください。

#### 記

- 1 募集概要 当財団では、来年 4 月に統合する 7 つの財団法人（予定。※下記参照）の事業及び人材を継承する予定です。これらの財団の統合に向けた組織体制強化のため、業務執行の要となる「常務理事候補者（事務局長兼任）」を 1 名募集します。
- 2 応募資格 ○平成 23 年 12 月 1 日から、財団において職務を遂行できる者  
○法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を 5 年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者  
○財団の事業を理解し、適正かつ健全な財団運営・経営に貢献する意欲のある者
- 3 主な応募日程 受付期間：平成 23 年 8 月 25 日（木）～平成 23 年 9 月 15 日（木）  
1 次選考：書類審査 ※平成 23 年 9 月中旬～下旬  
最終選考：口述審査（個別面接） ※平成 23 年 10 月下旬  
就任予定：平成 23 年 12 月 1 日（木）
- 4 その他 「候補者」は、評議員会での理事選任、理事会での業務執行理事（常務理事）選定の手続きの後、就任することとなります。

#### ※統合予定団体

- （財）奈良市文化振興センター
- （財）ならまち振興財団
- （財）杉岡華邨書道美術財団
- （財）奈良市都祁地域振興財団
- （財）奈良市スポーツ振興事業団
- （財）奈良市武道振興会
- （財）奈良市勤労者福祉サービスセンター

# 一般財団法人 奈良市総合財団

## 常務理事候補者 募集案内

### 1. 趣旨

一般財団法人奈良市総合財団(以下「財団」という。)は、18ある奈良市の外郭団体のうち7つの財団法人(予定)の事業(※1)を継承し、更なる発展を目指して、奈良市100%出資の財団として平成23年8月1日に設立されました。

設立の背景として、奈良市の外郭団体は、これまで市民のニーズに即した多様なサービスを提供し、行政を補完し、代替し、支援する組織として重要な役割を果たしてきましたが、一方で「指定管理者制度の導入」、「公益法人制度の改革」、「長引く景気低迷に伴う厳しい財政事情」など外郭団体を取り巻く環境が大きく変化している現状があります。

このような中、奈良市では外郭団体の経営の健全化に向け、平成23年1月に策定された「奈良市外郭団体の統廃合の指針」(※2)に沿って、統廃合等の作業が進められています。「設置目的が類似又は事業領域が関連している団体」など統廃合の検討基準をもとに、7つの財団法人(予定)を統廃合し、各財団の業務及び人材の継承に備えるべく各団体の解散に先立って当財団を設立しました。

現在は、平成24年からの本格稼働に向け、早急に新しい組織体制・関係規程を整備し、平成24年度の指定管理の受託に向けた諸手続、同じく事業計画・予算など必要な業務の準備作業を進めているところです。

以上の状況のもと、当財団では、財団の目的の達成と安定的な経営の実現に向け、優れた経営手腕を有する人材を幅広く募集します。

※1 7つの財団法人の各寄附行為で定められた「目的・事業」及び平成22年度の各財団法人の「事業報告書」を奈良市ホームページ「一般財団法人奈良市総合財団を設立しました。」に掲載しています。

※2 「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」は奈良市ホームページ「同上」に掲載しています。

### 2. 募集内容

財団の常務理事の候補者を募集します。 ※常務理事は「事務局長」を兼務します。

募集区分	職務の概要	募集人数
常務理事候補者	理事会の方針等に従い、財団の日常業務全般にわたり、他の業務執行理事とともに分担・協力しながら、職員を指揮、監督し、適正かつ健全な財団運営・経営を実現するため、必要な業務の処理を行います。	1名

### 3. 求める人材のイメージ

上記「趣旨」をふまえた上で、当財団の運営・経営にはその目的でもある文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の地域振興事業、並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を行うとともに、これらの事業に関連する施設の管理運営を行い、市民福祉の増進に寄与し、さらには「競争力の強化」、「統合による組織・職員の活性化」、「経営の安定」を図ることが求められているところです。

このため、財団運営全般を統括し、職員を指揮監督するため、業務に関する高度な知識と経験を有し、業務執行等において、経営者の視点で、幅広くそのマネジメント能力を発揮できる人材を求めています。

#### 4. 主な応募日程

○受付期間	平成23年8月25日(木)～平成23年9月15日(木)
○1次選考	書類審査 平成23年9月中旬～下旬
○1次選考結果通知	平成23年10月上旬
○最終選考	口述審査(個別面接) 平成23年10月下旬 ※1次選考合格者のみ
○最終選考結果通知	平成23年11月上旬
○就任予定日	平成23年12月1日(木)

#### 5. 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす者とします。

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす者とします。

- ア 平成23年12月1日から、財団において職務を遂行できる者
- イ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者
- ウ 財団の事業を理解し、適正かつ健全な財団運営・経営に貢献する意欲のある者

(3) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定されている「役員になることができない者」 ※当案内の末尾参照。
- イ 破産者
- ウ 物品の製造若しくは販売若しくは財団(統合する7つの財団法人(予定)を含む)の事業に関連する業務の請負を業とする者で、財団と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- エ 財団(統合する7つの財団法人(予定)を含む)が管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)

## 6. 提出書類等

### 【申込書類等の入手方法】

- ①直接入手 【11 問い合わせ・応募申込先】まで直接お越しください。
- ②ホームページから入手 奈良市公式ホームページからダウンロードしてA4サイズ用の紙に印刷してください。(http://www.city.nara.nara.jp)
- ③送付請求で入手 封筒の表の左下に「受験申込書類請求」と赤字で書き、140円切手(1部の場合)を貼付の上、郵便番号、あて先及び氏名を明記した返信用封筒(角形2号:33. 2cm×24. 0cm程度。折り曲げ可)を同封して、当財団事務局あて申し込んでください。

①申込書・受験票 (別紙様式1)	・様式1の記載事項に従って記入の上、写真(縦4cm×横3cm)を申込書に必ず貼ること。
②小論文 (別紙様式2)	・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が、日本語で自筆(楷書で記載すること。)又はパソコン等により800字程度で作成すること。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし様式2に準じて、冒頭に「氏名」、「課題名」を記入の上、横書きで記入すること。
③自己PR文 (別紙様式3)	・様式3に「氏名」、「題名」を記入の上、応募の動機を含め、自らがこのポストに適任であることを示すため、当財団の目的、常務理事の職務内容及び業務を適正かつ効率的に運営できる能力等について、「②小論文」の例にならって作成すること。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし様式3に準じて、冒頭に「氏名」、「題名」を記入の上、横書きで記入すること。
④受験票送付用封筒	・受験票送付用封筒(長形3号定形12cm×23. 5cm程度。折り曲げ可)に郵便番号、あて先及び氏名を明記し、 <u>80円切手を貼付したもの</u> を添付すること。
⑤「個人情報の取り扱いに関する同意書」(別紙様式4)	・「暴力団の構成員等」の有無について、個人情報の提供を求めることについて、様式4に「記入年月日」、「住所」、「氏名」、「生年月日」を自書により記入すること。 ※【13. 常務理事候補者選考試験に応募される方へのお願い】を参照のこと。

※受付期間を過ぎた場合は、理由のいかんを問わず受け付けできません。また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合は、受け付けできませんので返送します。返送後に再申込(再送)できるように早めに手続きしてください。

## 7. 応募申込方法

- (1) 受付期間 平成23年8月25日(木)～平成23年9月15日(木) 【消印有効】
- (2) 受付方法 本募集案内の【11 問い合わせ・応募申込先】まで  
 ※応募書類は、封筒の表に「役員応募書類在中」と赤字で書いて事務局あて簡易書留等確実な方法で送付してください。持参による受付はしていません。  
 ※①申込書・受験票、②小論文、③自己PR文、④受験票送付用封筒、⑤「個人情報の取り扱いに関する同意書」を同封のこと。

## 8. 選考方法等

選考区分	1次選考	最終選考(1次選考合格者のみ)
選考日	—	平成23年10月下旬頃
集合日時	—	1次選考の結果通知により、日時、場所等を連絡します。
場所	—	
選考方法	書類審査 【申込書・受験票、小論文 及び 自己PR文】	口述審査(約15～20分程度) ※人物のほか、経営者としての理念や今後の財団運営の手法に関する能力などについて口述審査を行います。 ※最終選考に必要な交通費については、各自でご負担くださいますようお願いいたします。
結果通知	平成23年10月上旬頃に各応募者に郵送します。	平成23年11月上旬頃に、最終選考受験者に郵送します。
	合否等については、電話等でのお問い合わせにはお答えしません。	

※ 外部の委員及び財団の役員からなる選考委員会で選考します。なお、選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

## 9. 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、常務理事候補者として内定し、平成23年11月中旬頃に開催予定の評議員会でまず理事に選任され、次に理事会で業務執行理事(常務理事)に選定後、正式に就任(平成23年12月1日予定)することとなります。
- (3) 候補者として内定後又は常務理事就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は評議員会において理事を解任します。

## 10. 任期、報酬等

- (1) 最初の任期は、常務理事就任日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時(平成25年5月頃)までとなります。  
ただし、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、再任されることもあります。また、常務理事として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任されることもあります。
- (2) 常務理事には、「一般財団法人奈良市総合財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に基づき、報酬・通勤手当(通勤距離2km以上の場合)が支給されます。

区分	報酬月額
常務理事 (常勤役員)	500,000円

(3) 賞与及び退任時の退職手当はありません。

(4) 執務日・時間

役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には、常勤役員として週5日間勤務していただきます。また、通常勤務職員の勤務時間は午前8時30分～午後5時15分となります。

なお、平成24年2月下旬頃までは、暫定的な事務所(奈良市役所内)となりますので、原則として月～金曜日(市役所の開庁日と同じ)が勤務日となります。

(5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険 等

(6) 主たる勤務地 奈良市内(未定)

一般財団法人奈良市総合財団 事務局

※ただし、平成24年2月下旬頃までは暫定的な事務所を奈良市役所内に設け、ここを勤務地(事務所)とします。

## 11. 問い合わせ・応募申込先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟 6階

一般財団法人奈良市総合財団 事務局

(執務時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(電話) 0742-34-4894 担当 西久保、吉田

## 12. 個人情報の取扱い

応募書類等提出いただいた個人情報は、選考に関してのみ利用します。

なお、応募書類等についてはご返却できません。選考終了後、当財団において速やかに適正な方法で廃棄いたします。

## 13. 常務理事候補者選考試験に応募される方へのお願い

### 【暴力団の排除について】

当財団は、財団活動への暴力団等の介入を排除するため、市内を管轄する警察署と奈良市(当財団の100%出資者)が締結した「暴力団等の介入の排除に関する合意書」を準用し、警察署と奈良市の協力のもと、公募により役員の選任を行う場合においては、本人の同意を得て、応募者が暴力団の構成員に該当するか否かについて、所管警察署長に照会し、該当することが明らかになったときは、役員候補者に選考しない(選考後に明らかになったときは取り消す)こととしています。

(参考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(役員の資格等)

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)